

災害時における避難受入に関する協定

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社丸勝（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町において地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う要請に対し、乙が協力を行うことにより、円滑な災害対応に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、幕別町で発生した災害時において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の運営する十勝ヒルズの施設等において、業務に支障を来たさない範囲で協力を行うものとする。

- （1） 十勝ヒルズの駐車場の提供
- （2） 十勝ヒルズのトイレの提供
- （3） 水、食料等の提供
- （4） その他乙が可能とする協力

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力を行った場合、協力に生じた経費は甲の負担とする。ただし、乙が負担することが適当であると認めるものについては、乙の負担とする。

2 前項に定める費用の算定については、災害発生時の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(賠償)

第5条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、施設内の設備等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者報告書(様式第2号)をもって報告する。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは甲、乙協議して定めるものとする。

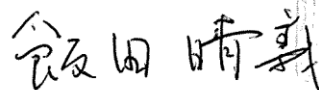

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和2年9月4日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長

乙 北海道帯広市西25条南1丁目1番地

株式会社 丸勝

代表取締役

